■ 郵送による申告

申告期間中であれば、申告書を郵送で提出することができます。

受付期間 3月15日 金まで(当日消印有効)

必要書類 申告書、マイナンバーが確認できる書類の写し、本人確認書類(運転免許証など)の写し、申告する所 得および各種控除を受けるために必要な書類

■市県民税の申告書入手先・郵送先

市ウェブサイトまたは税務課市民税担当、各総合支所市民福祉課税務担当

郵送先 989-6188 大崎市古川七日町1-1 税務課市民税担当 宛て

■ 市役所の会場で申告受け付けができないもの

以下の所得や控除を申告する人は、市役所の会場では申告することができません。国税電子申告(e-Tax)ま たは税務署で申告をしてください。

□ 青色申告	□ 土地・建物などの譲渡所得がある人
□ 過年分の申告(令和4年以前の申告)	□ 住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
□ 雑損控除・繰越損失のある人	□ 上場株式や先物取引に係る所得がある人
□ 準確定申告	

■ 税務署からのお知らせ

古川税務署では、2月16日金~3月15日金(土・日曜日、祝日を除く)まで申告会場を開設します。

会場では混雑緩和を図るため、入場整理券が必要です。入場整理券は、当日会場で配布しますが、受付時間内 でも入場整理券の配布が終了した場合には、後日来場をお願いする場合があります。

※入場整理券は、LINEを使いオンラインから事前に発行することもできます。

■持ち物

- ▶所得税の申告に必要な書類
- ▶各種控除を受けるために必要な書類

▶ スマートフォンまたはタブレット

▶国税庁LINE



▶マイナンバーカード(発行時に設定した暗証番号を含む)

※不明な点や所得税の申告に関することは、古川税務署(☎22-1713)へ問い合わせください。

■確定申告書などの郵送先

郵送先 980-8406 仙台市青葉区上杉1-1-1(仙台北税務署内) 仙台国税局業務センター 宛て

※国税庁ウェブサイト内「確定申告書等作成コーナー」では、申告書の作成、国税電子申告(e-Tax)ができます。 国税電子申告を利用する場合は、マイナンバーカードとICカードの読み取り機器が必要です。持っていない人 は、税務署窓口で発行される「ID・パスワード」が必要です。

申告が不要な人

- 111カ所からの給与収入(2.000万円以下)のみで、年末調整を済ませ、各種控除の追加または変更を行わない人
- 2公的年金などの収入(400万円以下)のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除に追加または変 更を行わない人
- 3収入がない人

※ただし、各種証明書や児童扶養手当受給、介護・障害福祉サービスなどの申請手続きで市県民税の申告が必要 となる場合があります。

税務署や国税電子申告(e-Tax)で所得税の申告を行う人は、改めて市役所で申告を行う必要はありません。

所得税・市県民税の申告相談

各総合支所市民福祉課税務担当

令和5年分所得の申告相談を開催します。令和6年1月1日現在、大崎市に住所がある人で、申告が必要 な人が対象です。円滑な申告を行うため、事前に書類などを準備しておきましょう。

開催期間 2月7日(水)~3月15日(金)

【 申告会場に持参するもの

- 11マイナンバーカード(個人番号カード)の原本
- ※マイナンバーカードを持っていない人は、①申告者本人のマイナンバーが確認できる書類(通知カードや マイナンバー記載の住民票)と②本人確認書類(運転免許証など)が必要です。
- 2本人名義の預金通帳または口座番号が分かるもの
- 3所得の申告・各種控除を受けるために必要な書類

所得税の申告に必要な書類

- ■給与所得や雑所得(公的年金等)がある人
- ▶ 源泉徴収票など(源泉徴収票がない場合は、申告を受けられない場合があります。)
- ■営業所得・農業所得・不動産所得がある人

共通 収支内訳書または収支計算書(各種帳簿、領収書などを基にまとめたもの)

※レシートや通帳などの提示での申告はできません。

営業所得報酬、料金、契約金、賃金の支払調書

不動産所得 貸与先と賃借料の明細書、不動産の使用料等支払調書

農業所得 家畜などを出荷(販売)した証明書、各種交付金の証明書、経営所得安定対策に係る交付決定通知書

■その他所得がある人

- ▶保険の満期返戻金などの支払調書(一時所得)
- ▶ 個人年金支払証明書やシルバー人材センター発行の配分金支払証明書(雑所得)
- ▶土地、建物の売買契約書や不動産などの譲り受けの対価の支払調書(譲渡所得)
- ▶ その他、令和5年中に得た収入額が分かる書類

【 各種控除を受けるために必要な書類

■医療費控除

- ▶ 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書など
- ▶ 生命保険や高額療養費などで補てんされた金額が分かる書類
- ▶ セルフメディケーション税制を選択する場合は、その取り組み内容が確認できる書類
- ※医療費控除を受ける場合は、必ず医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細を作成し、 持参してください。

■社会保険料控除

- ▶ 各種保険料(税)領収書や控除証明書
- ■生命・地震保険料控除
- ▶ 保険会社などが発行する各種控除証明書
- ■雑損失の繰越控除
- ▶ 前年作成した確定申告書第4表(損失申告用)の控え

■障害者控除

- ▶ 各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
- ■寄附金控除
- ▶ 都道府県や市町村などへ寄附した際の受領証明書